

松戸市勤労会館及び松戸市常盤平市民センターほか7か所の市民センターの 指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、松戸市勤労会館及び松戸市常盤平市民センターほか7か所の市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

- 松戸市勤労会館 (松戸市根本8番地の11)
- 松戸市常盤平市民センター (松戸市常盤平三丁目30番地)
- 松戸市東部市民センター (松戸市高塚新田494番地の9)
- 松戸市五香市民センター (松戸市五香二丁目35番地の5)
- 松戸市明市民センター (松戸市上本郷3018番地の1)
- 松戸市六美市民センター (松戸市六高台三丁目71番地)
- 松戸市松飛台市民センター (松戸市松飛台210番地の2)
- 松戸市二十世紀が丘市民センター (松戸市二十世紀が丘中松町2番地)
- 松戸市八柱市民センター (松戸市牧の原一丁目193番地の6)

2. 指定管理者となる団体

シンコースポーツグループ

(代表団体) シンコースポーツ株式会社

住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

氏名 代表取締役 石崎 健太

(構成団体) シンコーファシリティーズ株式会社

住所 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番2号

氏名 代表取締役 石崎 健太

3. 指定管理の期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで(4年間)

4. 選定理由

指定管理者候補者審査委員会において審査した結果、応募3団体の中で最も高い評価点を獲得したため。

5. 選定審査手順

- ・申請書類受付
令和3年8月31日(火)
- ・公の施設の指定管理者候補者審査委員会
第1回：令和3年10月1日(金)
第2回：令和3年10月11日(月)
第3回：令和3年10月13日(水)
- ・指定管理者候補者審査結果答申
令和3年10月13日(水)(審査委員会→市長)
- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出
令和3年11月30日(火)
- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決
令和3年12月15日(水)
- ・指定管理者の告示
令和3年12月22日(水)
- ・指定管理者への指定の通知
令和3年12月22日(水)